

中華人民共和国による弾道ミサイル発射に関する意見書

去る8月4日、中国の人民解放軍は台湾周辺で重要軍事演習行動を実施し、弾道ミサイル11発を発射した。日本の排他的経済水域（EEZ）内に同軍の弾道ミサイルが落下したのは初めてで、そのうち5発がEEZ内に落下した。また、日本領土に最も近かったのはEEZ外ではあるが与那国島の北北西約80キロメートルに落下したものであった。さらに、当該軍事演習海域から波照間島までは僅か60キロメートルしか離れていないと見られ、沖縄県民をはじめ国民に大きな衝撃を与えると同時に漁業従事者が漁の自粛を余儀なくされ、経済活動にも大きな影響を及ぼしている。

中華人民共和国国防부는、米国下院議長の台湾訪問に対抗した軍事演習であり、米国と台湾の結託に対する威嚇である旨の談話を発表した。このような行動は偶発的な軍事衝突を発生させるおそれもある。

同時に、今回の米国下院議長の台湾訪問が、米中関係や日中関係に悪影響を及ぼし、国際社会の軍事的緊張の高まりを招き、沖縄県民に大きな不安を与えている。

よって、本県議会は、県民の不安除去や生命・財産と生活環境を守る立場からこのような軍事演習は到底看過できるものではなく、中華人民共和国による弾道ミサイル発射に厳重に抗議するとともに、米国に対しても軍事的な緊張を高めるような行動を自制し、不測の事態が生じることのないよう、政府として下記事項について早急に適切な措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1 沖縄近海における軍事演習を一切実施しないよう中華人民共和国政府に要請すること。
 - 2 中華人民共和国及びアメリカ合衆国に対して、軍事衝突を回避するため、冷静かつ平和的な交渉で解決を図ることを要請すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年8月9日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)

} 宛て